

菊川水系河川整備基本方針（案）の骨子（案）

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

(概要)

- ・ 水源から河口までの概要
- ・ 幹川流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・ 流域の地質、年間降水量
- ・ 流域内には、JR東海道本線、東名高速道路など我が国の根幹をなす交通網の拠点が存在
- ・ 上中流域の丘陵地においては、この地方の特産品である茶（生葉、荒茶）の生産が盛ん
- ・ 河口部をはじめ丹野池、横地城跡等が御前崎遠州灘県立自然公園に指定

(流域の自然環境)

- ・ 上流域は、植林や茶園としての利用が進んでおり、自然植生は丘陵地の一部に照葉樹林が見られる
- ・ 中流域の小笠山や遠州灘に面する海岸には多くの野鳥が生息し、鳥獣保護区に指定

(災害の歴史と治水事業の沿革)

- ・ 昭和8年から直轄事業として捷水路工事、築堤等を実施
- ・ 昭和19年12月に発生した東南海地震では、本川及び支川牛淵川において、堤防の沈下や亀裂等の被害を受け、沿川においては家屋の全壊など甚大な被害が発生
- ・ 昭和27年11月には、昭和13年8月洪水を契機に流量改定
- ・ 昭和49年3月には、昭和29年9月、昭和36年6月、昭和43年7月、昭和47年7月等の度重なる洪水にかんがみ、工事实施基本計画を策定

- ・昭和57年9月には観測史上最大となる出水を記録、築堤や橋梁の架け替え等を実施、黒沢川、江川、与惣川に排水機場を整備
- ・昭和54年には「東海地震に係る地震防災対策強化地域」に指定され、河口部の高潮堤防の補強を実施

（河川水の利用）

- ・菊川の流域は地形上安定した水源はなく、多くの溜池が整備
- ・流域内の農業用水の大部分を大井川水系から取水しており、農業水の還元により流況は改善されているものの、依然として平常時の河川水は少ない

（水質）

- ・近年10ヶ年のBOD75%値の平均は下流国安橋（B類型）で環境基準を満たしているものの、上流部加茂橋（A類型）及び支川牛淵川の堂山橋（B類型）で環境基準を満たしていない状況
- ・流域の地質の原因で河川水が白濁している大井川水系に依存していることから菊川の河川水は白濁化

（河川の利用）

- ・河口部には、河川改修と合わせて水面利用の適正化を図るために平成4年に整備された大東マリーナを拠点に水面利用

（2）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

（治水、利水、環境の総合的な方針）

- ・治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開
- ・水源から河口まで水系一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る
- ・治水・利水・環境にわたる健全な水循環系の構築に向けて、流域一体となって取り組む
- ・河川の有する多面的機能を十分発揮できるよう適切な維持管理を実施

ア．災害発生の防止又は軽減

(流域全体の河川整備の方針)

- ・ 沿川地域を洪水から防御するために、堤防の新設、拡築、河道掘削及び護岸整備等を実施し、計画規模の洪水を安全に流下させるとともに河床の低下対策を実施
- ・ 関係機関との連携・調整を図りながら内水対策を推進
- ・ 「東海地震に係る地震防災対策強化地域」及び「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されていることから、地震・津波対策を図るため、堤防の耐震対策を講じる
- ・ 計画規模を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し、氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減できるように必要に応じた対策を実施

(河川管理施設の管理、ソフト対策等)

- ・ 洪水等による被害を極力抑えるためハザードマップの作成支援、地域住民も参加した防災訓練等により災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図る
- ・ 洪水予報、水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画や都市計画との調整など、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民と連携して推進
- ・ 本支川及び上下流間のバランスを考慮し、水系一貫した河川整備

イ．河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

(河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持)

- ・ 動植物の生息または生育環境に配慮しつつ、引き続き合理的な水利用の促進を図るなど、関係機関と調整しながら流況改善に努める
- ・ 渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化などを関係機関及び水利使用者等と連携して推進

ウ．河川環境の整備と保全

（河川環境の整備と保全の全体的な方針）

- ・多様な動植物が生息・育成する豊かな自然環境を次代に引き継ぐよう努める
- ・河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理等の目標を定め地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりに資する川づくりを推進

（動植物の生息地・生育地の保全）

- ・河口部の静穏水域や小規模な干潟については、治水面との調和を図りつつ、可能な限りその保全に努める

（人と河川の豊かなふれあいの確保）

- ・自然環境との調和を図りつつ適正な河川の利用を図り、人と川との関係の再構築に努める

（水質）

- ・環境基準を満足するよう、下水道事業等の関連事業や関係機関との連携・調整及び地域住民等との連携を図りながら改善に努める

（河川敷地の占用及び工作物の設置、管理）

- ・治水、利水、河川環境との調和を図る

（モニタリング）

- ・環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映

2. 河川の整備の基本となるべき事項

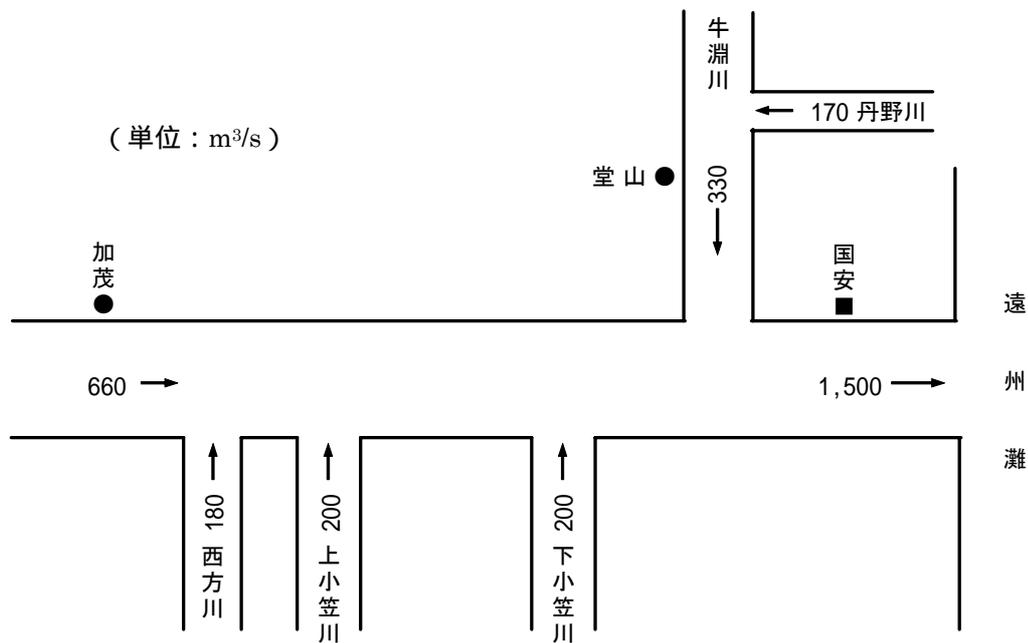
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量等一覧表 (単位：m³/s)

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
菊川	国安	1,500	0	1,500

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

菊川計画高水流量図



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形にかかる川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口又は合流点からの距離(km)	計画高水位 T.P.(m)	川幅 (m)
菊 川	国安	河口から 2.0	3.72	190
	加茂	" 11.8	17.49	70
牛淵川	堂山	菊川合流点から 3.6	6.31	40

(注) T.P. 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

- ・ 加茂地点：利水の現況、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮して概ね 0.5m³/s